

IV 毎月勤労統計調査特別調査結果（常用労働者1～4人）

1 調査の説明

（1）調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

（2）調査の範囲

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属する事業所で、厚生労働大臣が指定した調査区内に所在し、常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所である。

（3）調査の時期

平成28年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には平成28年7月の最終給与締切日現在）の状況について調査を行った。

（4）主な調査事項

- ア 主要な生産品の名称又は事業の内容
- イ 企業規模
- ウ 常用労働者の数
- エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 性別
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額
 - f 特別に支払われた現金給与額

（5）主な用語の定義

ア 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めずに、又は、1か月を超える期間を定めて雇われている者
- b 同一事業所に日々又は1か月以内の期間を定めて雇われていた者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業

所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいう。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。1時間未満の端数については労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

(6) 利用上の注意

ア 統計表の符号について

「*」…集計対象数が少ないため公表しないもの。

「-」…該当数字がないもの。

イ その他

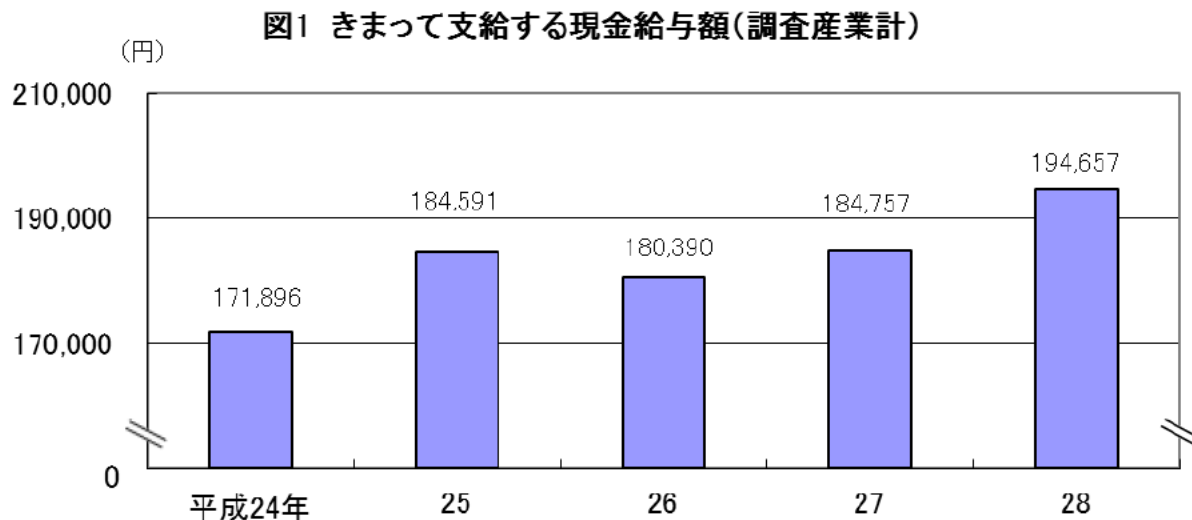
前年比及び前年差は、平成27年の結果と実数比較した上で算出している。

2 調査結果の概要

(1) 賃金

平成 28 年 7 月の月間きまって支給する現金給与額は 194,657 円で、前年比 5.4% 増となった。

(図 1、表 1)



(2) 出勤日数と労働時間

平成 28 年 7 月における 1 か月間の出勤日数は 20.3 日で、前年と同じであった。1 日の実労働時間は 7.0 時間で、前年と同じであった。(図 2、表 1)

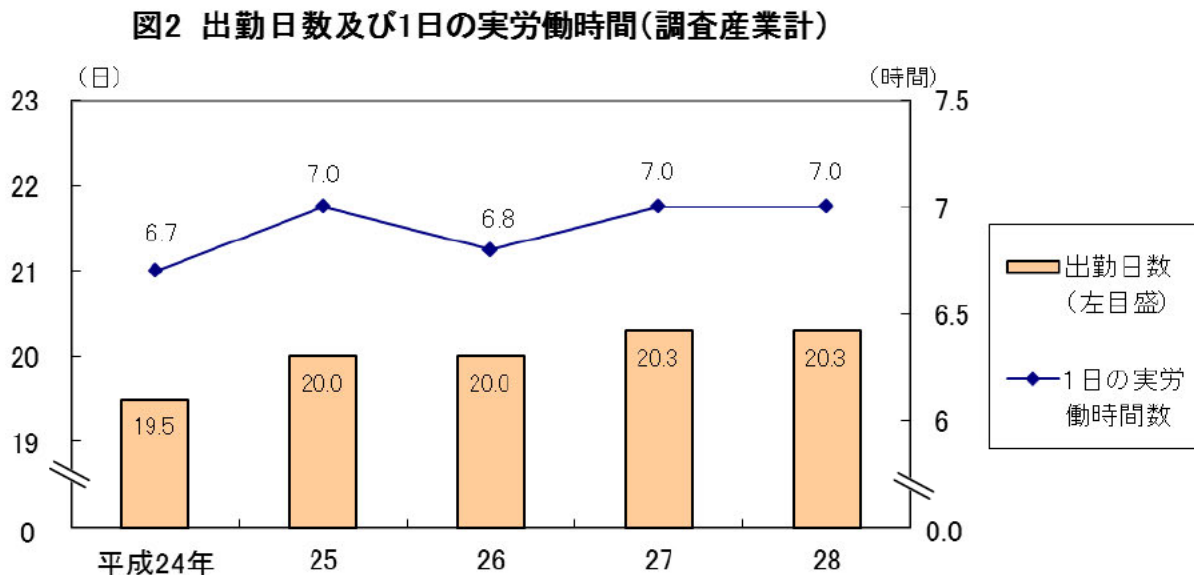


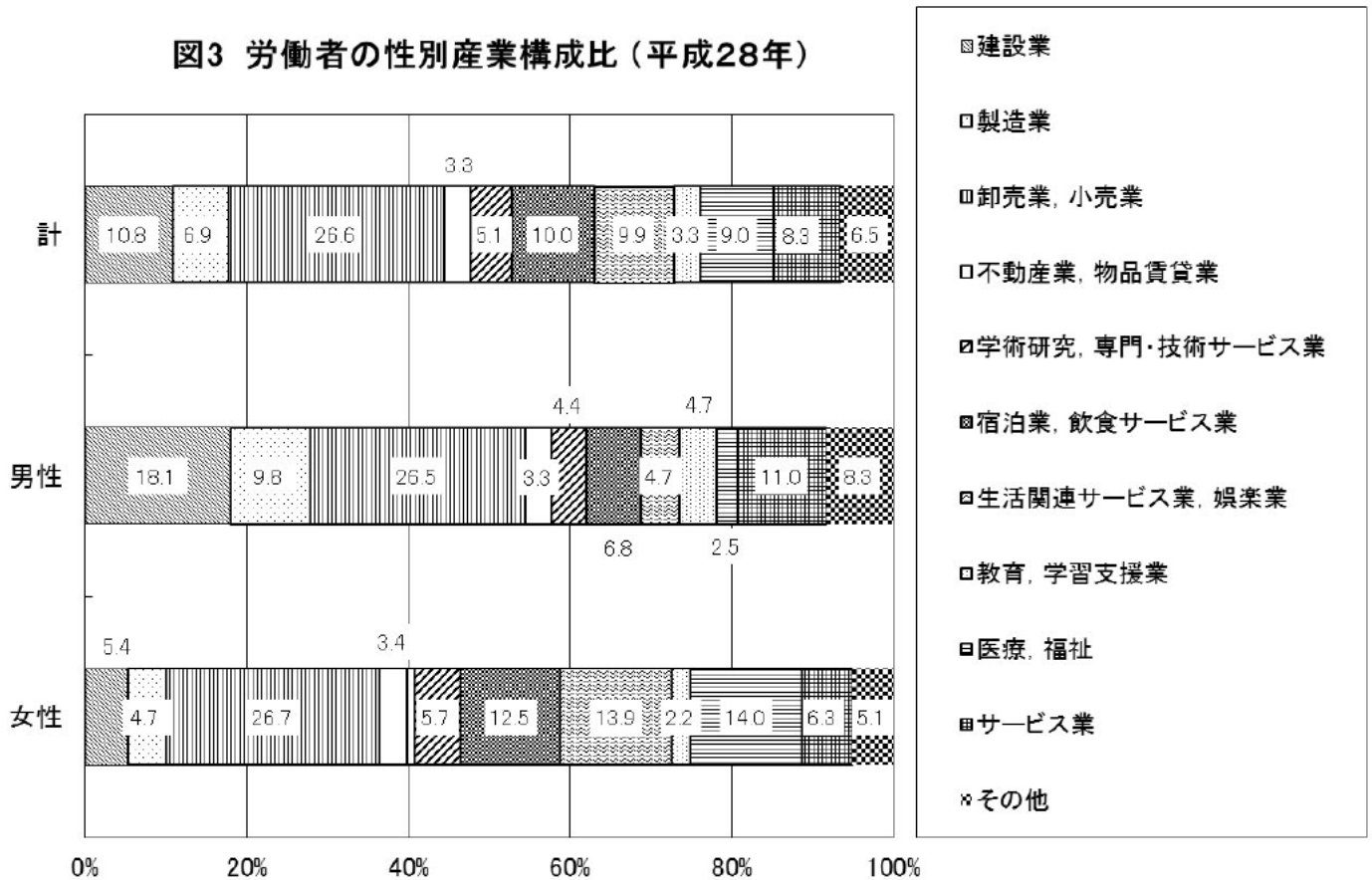
表 1 毎月勤労統計調査特別調査統計表(調査産業計)

	平成27年	平成28年	前年比(差)
きまって支給する現金給与額(円)	184,757	194,657	5.4%
月間出勤日数(日)	20.3	20.3	0.0
1日の実労働時間数(時間)	7.0	7.0	0.0

(3) 雇用

常用労働者の構成を産業別にみると、卸売業、小売業が26.6%と最も多く、次いで建設業10.8%、宿泊業・飲食サービス業10.0%、生活関連サービス業、娯楽業9.9%、医療、福祉9.0%の順となった。

男女別にみると、男性は卸売業、小売業が26.5%で最も多く、次いで建設業が18.1%、女性は卸売業、小売業が26.7%で最も多く、次いで医療、福祉14.0%の順となった。(図3)



注) 「その他」は、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、複合サービス事業の合計である。

(4) 全国結果との比較

きまって支給する現金給与額は、三重県が194,657円、全国が195,701円となり、三重県が1,044円下回った。

月間出勤日数は、三重県が20.3日、全国が20.2日となり、三重県が0.1日上回った。

1日の実労働時間数は、三重県が7.0時間、全国が7.0時間となり、同じであった。

(表2)

表2 全国結果との比較

	三重県	全国	全国との差 (三重県-全国)
きまって支給する現金給与額(円)	194,657	195,701	-1,044
月間出勤日数(日)	20.3	20.2	0.1
1日の実労働時間数(時間)	7.0	7.0	0.0